

## 金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡ雲南（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員・ご利用の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、組合員・ご利用の皆さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・ご利用の皆さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営む組合員・ご利用の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員・ご利用の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、組合員・ご利用の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員・ご利用の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、組合員・ご利用の皆さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員・ご利用の皆さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
  - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用の組合員・ご利用の皆さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・ご利用の皆さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 当ＪＡは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当ＪＡは、組合員・ご利用の皆さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

(1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「リスク管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

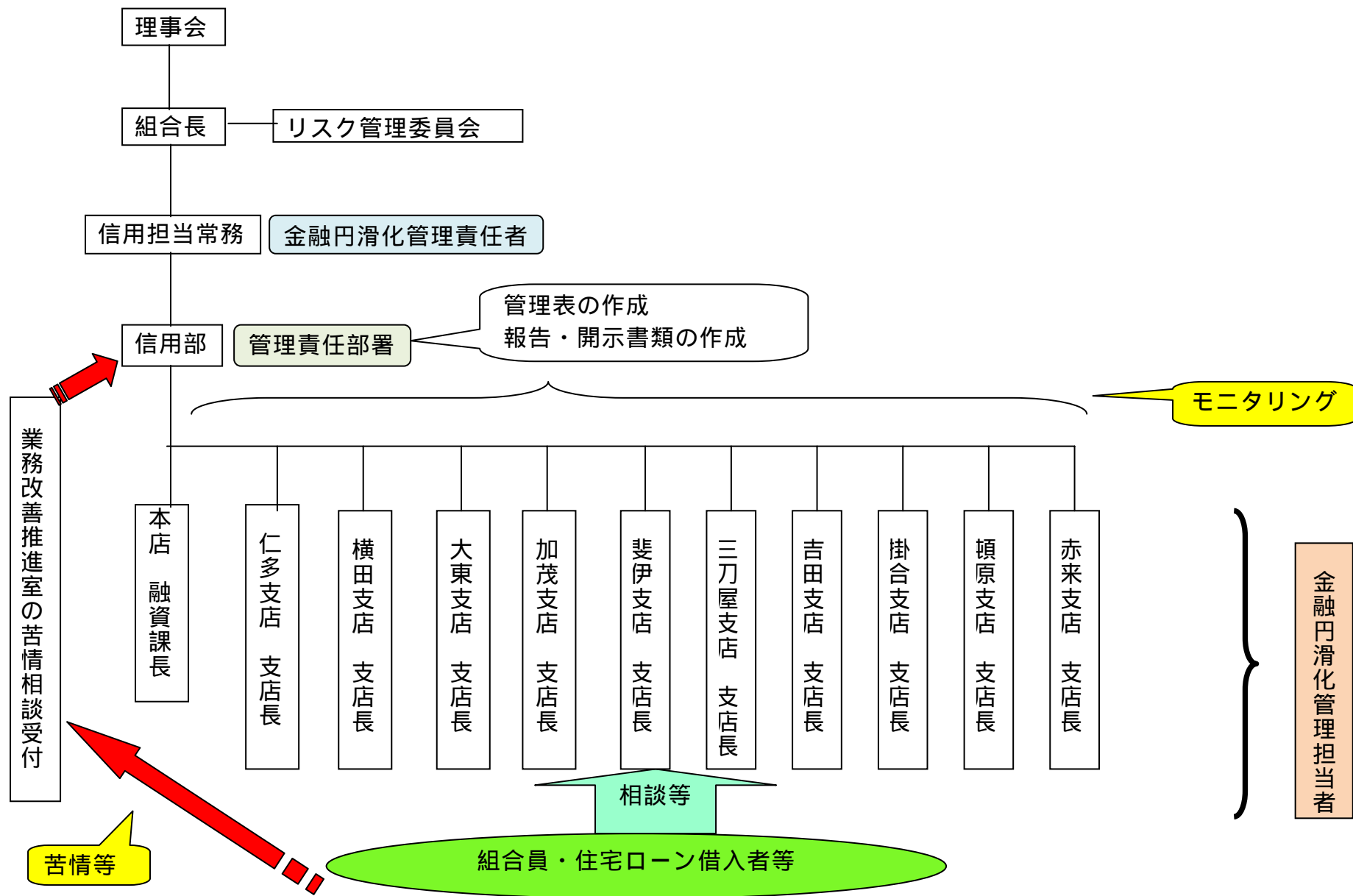
(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### 附則

この方針は、平成２２年１月２７日から施行する。

# JA 雲南金融円滑化管理態勢図



## 金融円滑化法にかかる対応

### 1 リスク管理委員会

定期的に理事会へ報告する。

### 2 金融円滑化管理責任者

J A全体の対応状況を把握し、コンプライアンス委員会へ定期的に対応状況の報告を行う。

### 3 金融円滑化管理責任部署

金融円滑化管理責任者の指示を受け、組合全体の対応状況について把握する。

また、金融円滑化管理責任者に対し、定期的に、組合全体の対応状況の報告を行うとともに、審査部署等とも情報の共有化を図る。

### 4 金融円滑化管理担当者

支所長等を金融円滑化管理担当者とし、支所等全体の対応状況を把握する。

相談窓口で申込みを受けた融資担当者等は、記録を作成し、金融円滑化管理担当者に対し、速やかに報告する。

金融円滑化管理担当者は、金融円滑化管理責任部署に対し、支所等の対応状況を定期的に報告する。

### 5 苦情相談受付

謝絶案件については、金融円滑化管理責任部署から事前連絡を入れておき、対応をスムーズに行う。

また、J Aバンク相談所との連携強化をはかる。

### 6 その他

円滑化監督指針において、「営業店の評価、業績評価等の基準が、法第6条に掲げる方針と整合的なものになっていないか。当該基本方針に沿わない対応を懲慥（しょうよう：そうするように誘って、しきりに勧めること）するような評価基準となっていないか」と記述されており、金融円滑化への取組み等を、支所等評価の定性項目として設定する等の対応が求められる。